

令和7年2月14日
課名 土木建築局都市環境整備課
担当者 課長 伊達
内線 4142

広島県立びんご運動公園における特定公園施設の取得について

1 要旨・目的

広島県立びんご運動公園（以下「びんご運動公園」という。）において Park-PFI 制度（一部公園施設の整備・管理運営）と指定管理者制度（公園全体の管理運営）を併用し決定した事業者（以下「事業者」という。）が整備を行う特定公園施設を取得する。

2 現状・背景

令和6年6月に開催した専門家等で構成された選定委員会で事業者の提案内容について審査が行われ、特定公園施設の整備内容や管理計画等が適当と判断されたため、9月定例会での指定管理者の指定議決を経て事業者を決定し、令和6年10月に基本協定書を締結した。さらに、令和7年1月には特定公園施設に関する建設・譲渡仮契約を締結している。

3 概要

（1）事業者

株式会社 びんごスポーツパークマネジメント
（広島市中区袋町4番31号）

（2）内容

特定公園施設（アーバンスポーツ施設等）の取得

ア 所在

尾道市栗原町997

イ 種別

工作物

ウ 面積

4,166.7 m²

エ 取得価格

178,090,000 円

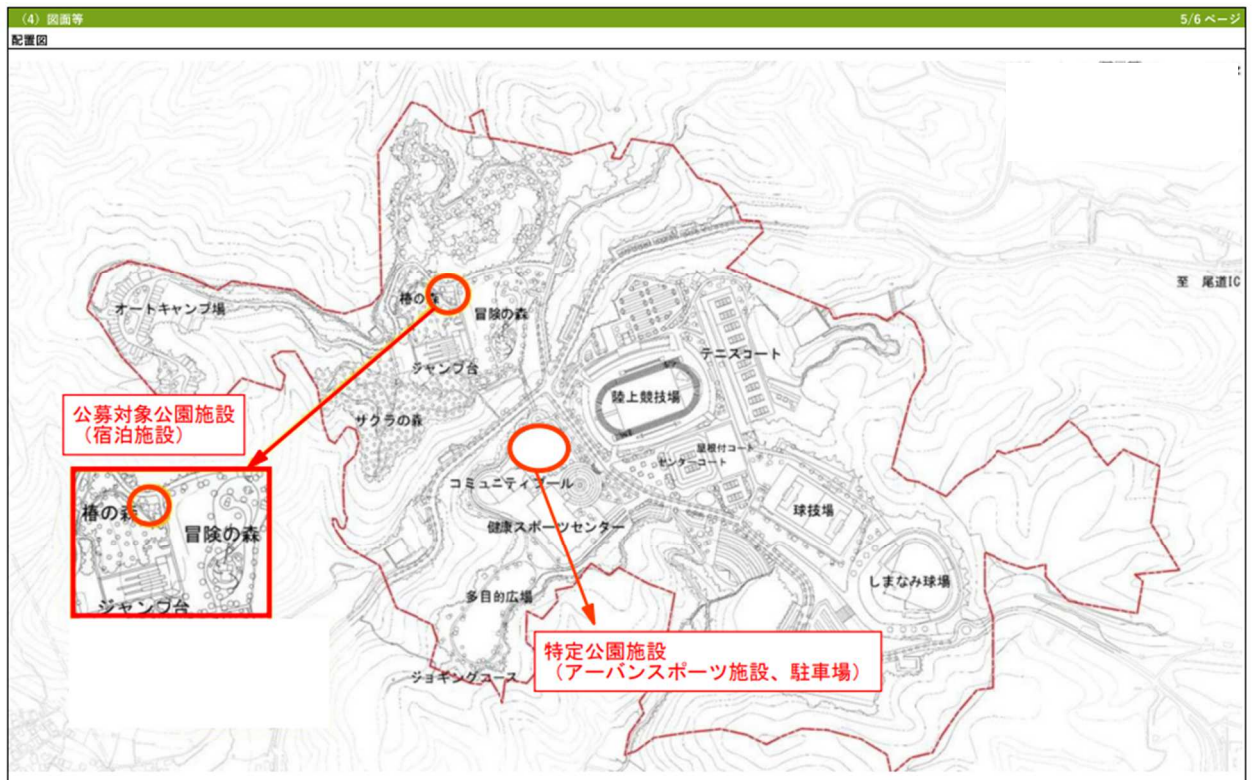
（3）今後のスケジュール

令和7年2月 2月定例会に特定公園施設の取得にかかる議案提出
3月 建設・譲渡契約書締結（本契約）
4月 特定公園施設の工事着手
令和8年3月 特定公園施設の引渡し
4月 供用開始

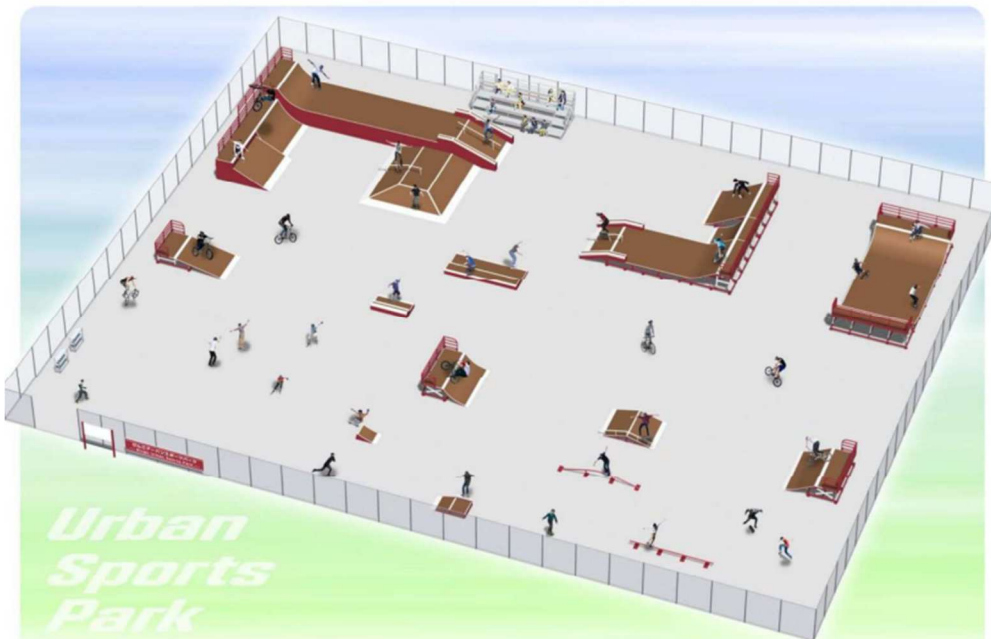
（4）その他

事業者は基本協定書に基づき、特定公園施設の整備を広島県建設工事共通仕様書等に準拠し、品質管理や出来形管理を行うこととしている。

特定公園施設位置図



特定公園施設計画パース



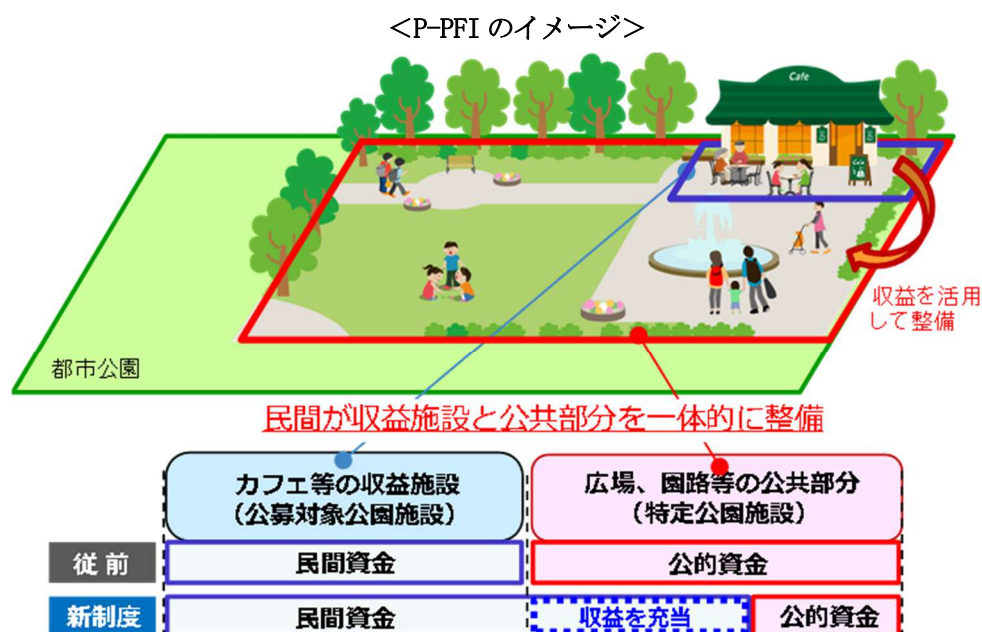
(参考：他自治体整備例) 滋賀県近江八幡市「健康ふれあい公園スケートパーク」



（別記１）公募設置管理制度（Park-PFI）の概要

平成 29 年の都市公園法改正により創設された、飲食店、売店等の公園利用者の利便の向上に資する公募対象公園施設の設置と、当該施設から生ずる収益を活用してその周辺の園路、広場等の一般の公園利用者が利用できる特定公園施設の整備・改修等を一体的に行う者を、公募により選定する「公募設置管理制度」のこと。

事業者が設置する施設から得られる収益を公園整備に還元することを条件に、事業者には都市公園法の特例措置がインセンティブとして適用される。



（別記２）募集の概要

Park-PFI 制度及び指定管理者制度による公園施設（公募対象公園施設、特定公園施設等）の整備や管理運営及び費用負担、所有権に関しては表 1 のとおり。

（表 1）

施設の種類	整備目的・内容等	本県の費用負担	所有権
公募対象公園施設	宿泊機能の強化 (グランピング等宿泊施設の整備を想定)	なし（事業者による全額負担）	事業者
特定公園施設	新たなスポーツ機能の強化 (スケートボード場などアーバンス ポーツ施設や駐車場を整備)	・整備費用の 9 割未満 ・県負担上限額 180,000 千円(※)	県
公募対象公園施設を除く公園全体	指定管理者による管理（19 年間）	・総額の上限額 3,428,721 千円 (年額 180,459 千円)	県

※県負担上限額のうち国費 90,000 千円及び尾道市負担 40,000 千円含む。